

改正

平成21年4月1日制定

平成22年7月1日制定

平成27年4月1日制定

平成28年4月1日制定

令和2年4月10日制定

岩国市競争入札心得

(趣旨)

**第1条** 市の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）を執行する場合の取扱いについて、法令、条例又は規則に特別の定めのある場合を除くほか、この心得の定めるところによる。

(一般競争入札参加の申出)

**第2条** 一般競争入札に参加しようとする者は、岩国市財務規則（平成18年規則第52号。以下「規則」という。）第93条に規定する公告において指定した期日までに、当該公告において指定した書類を添え、市長に申し出なければならない。

2 市長は、前項の申出をした者の資格審査を行った上、当該入札の資格の有無を通知しなければならない。

(入札参加者)

**第3条** 一般競争入札の有資格の通知を受けた者又は指名競争入札の指名を受けた者（以下「入札参加者」という。）は、指定された時刻及び場所に参加し、入札関係書類を受領後、仕様書の説明を受けなければならない。この場合において、入札関係書類に疑義があるときは、原則として書面により説明を求めなければならない。ただし、建設工事等（工事に係る設計業務等を含む。）は、指定された日時及び場所で配布図書受領票を提出し、入札関係書類を受領しなければならない。

2 入札参加者が正当な理由なく前項の指定された時刻及び場所に参加しないときは、当該入札に参加させないことがある。

3 入札参加者の過半数の者が見積期間の延長又は短縮を要望する場合は、入札の期日を変更することができる。

(入札保証金等)

**第4条** 競争入札に参加しようとするものは、入札執行前に、規則第95条（岩国市下水道事業の設置等に関する条例（平成26年条例第24号）第1条に定める下水道事業（以下「下水道事業」という。）に係る入札にあつては岩国市下水道事業の財務に関する特例を定める規則（平成27年規則第7号）第101条第1号、岩国市簡易水道事業の設置等に関する条例（令和元年条例第27号）第1条に定める簡易水道事業（以下「簡易水道事業」という。）に係る入札にあつては岩国市簡易水道事業の財務に関する特例を定める規則（令和2年規則第5号）第102条第1号）に定める入札保証金又は規則第97条に定める入札保証金に代わる担保について関係職員の点検を受け、その面前においてこれを封かんの上、氏名及び金額を封皮に明記して、受領書と引換えに提出しなければならない。

2 前項の入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、入札終了後に、その受領書と引換えに還付する。ただし、落札者には規則第126条（下水道事業に係る入札にあつては岩国市下水

道事業の財務に関する特例を定める規則第101条第2号、簡易水道事業に係る入札にあっては岩国市簡易水道事業の財務に関する特例を定める規則第102条第2号)に定める契約保証金を納付させ、契約履行後、規則第131条の規定により還付する。

(入札保証金の減免)

**第5条** 規則第96条の規定により入札保証金を減免する場合は、一般競争入札にあっては公告の際、指名競争入札にあっては指名通知書により明示する。

(入札等)

**第6条** 入札参加者は、入札関係書類及び現場を熟覧の上、所定の時刻までに入札書を提出しなければならない。この場合において、貸与されている設計図書があるときは、返還しなければならない。

- 2 所定の時刻までに入札書を提出しない者は、棄権したものとみなす。
- 3 建設工事の入札書には所定の事項を明記し、記名押印(届出の印)し、あて名、工事番号、工事場所、工事名及び入札者氏名を表記した封筒に入れ、封印して提出しなければならない。
- 4 郵便による入札は認めない。ただし、一般競争入札は、この限りでない。
- 5 入札参加者は、入札書を提出した後においては、その開札の前後を問わず、これを引き換え、変更し、又は取り消すことができない。
- 6 入札参加者の委任を受け、代理人が入札するときは、委任状を持参し、受任者の氏名印を使用しなければならない。
- 7 入札参加者(代理人を含む。)は、全員入札に立ち会わなければならない。
- 8 入札参加者及び代理人は、他の入札参加者の代理人となることができない。

(入札の辞退)

**第7条** 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、入札を辞退することができる。

- 2 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはないものとする。

(入札の取消し等)

**第8条** 入札の執行に当たり不正があると認められるときは、入札の執行を取り消すことができる。

- 2 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の4の規定に該当し、又は入札執行の秩序を乱す行為があると認められる者に対しては、その入札を拒絶し、その入札参加者を入札場から退去させることができる。
- 3 入札の執行に際し、特別の事情が発生した場合においては、入札を延期若しくは中止し、又は取り消すことができる。この場合において、入札参加者は、異議又は苦情を申し立てることはできない。
- 4 前項の規定により、入札参加者が損失を受けることがあっても、市は、その補償の責めを負わない。

(落札者の決定)

**第9条** 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、次の各号に該当する場合は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 令第167条の10第1項の規定により、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者の価格が、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある

って著しく不相当であると認める場合 最低の価格をもって入札した者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の入札をした他の最低の価格をもって入札した者を、落札者とする。

(2) 岩国市低入札価格調査実施要領（平成21年4月1日制定）に基づく調査対象となった場合 当該要領の定めるところによる。

(3) 規則第104条の規定により最低制限価格を設けた場合 予定価格の制限の範囲内で最低制限価格を上回る入札をした者のうち最低の価格で入札したものを落札者とする。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

**第10条** 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。

2 前項の場合において、当該入札者のうちでくじを引かないものがあるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(入札の無効)

**第11条** 次の各号いずれかに該当する入札は、無効とする。この場合において、無効とした入札書は返却しないものとする。

(1) 入札条件に違反したとき。

(2) 明らかに連合によると認められるもの

(3) 保証金を要する場合にあつては、その納付がないもの又はその額が不足するもの

(4) 指定した様式の入札書によらないもの

(5) 入札書に記名及び印のないもの

(6) 入札書に工事名又は工事場所の記載を欠くもの

(7) 入札書の記載について、誤字、脱字、鉛筆書き等により意思表示が不明瞭なもの

(8) 入札書の金額を訂正したもの

(9) 1通の封筒に2枚以上の入札書を入れたもの

(10) 同一事項の入札において入札参加者が2通以上の入札書を提出したもの

(11) 代理人の場合において委任状を提出しないもの。ただし、再度の入札に限り入札代理人であることを証する事実があった場合は、この限りでない。

(12) 入札に際し不正行為があつたと認められるもの

(13) 令第167条の4の規定により入札に加わることのできない者がしたもの

(14) 公告又は指名通知により、入札に際しあらかじめ工事費内訳書の提出を求めた場合において、工事費内訳書の提出がない、又は工事費内訳書に不備がある入札

(15) 前各号に定めるもののほか、契約担当者において特に指定した事実違反したもの  
(再度入札)

**第12条** 開札をした場合、各人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札をする。ただし、設計図書等の再検討が必要と認められる場合は、日時を改めて執行する場合がある。

2 予定価格を事前公表する場合は、入札回数を1回とする。

(契約の締結等)

**第13条** 落札者は、落札が決定した日から次の各号に掲げる契約区分により、当該各号に掲げる日以内に契約を締結しなければならない。

(1) 工事の請負契約 10日

(2) 前号以外の契約 5日

- 2 規則第127条の規定により契約保証金を減免する場合は、第5条の規定を準用する。
- 3 落札者が落札決定から契約締結までの間に入札参加の資格制限又は指名停止措置を受けた場合は、契約を締結しない。
- 4 予定価格が1億5,000万円以上の工事若しくは製造の請負又は予定価格が2,000万円以上の動産の買入れ若しくは売払い、不動産の売払い（土地については1件5,000㎡以上のものに係るものに限る。）若しくは不動産の信託の受益権の売払い（いずれも地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第2項に定める財務規定等を適用する事業に係るものを除く。）については、議会の議決を要するため、落札が決定した後仮契約を締結し、議決を経た後本契約を締結する。ただし、仮契約を締結した後、議会の議決までの間に落札者が入札参加の資格制限又は指名停止措置を受けた場合は、仮契約を解除する。

（異議の申立て）

**第14条** 入札をした者は、入札後、この入札心得、入札関係書類、契約書案、現場状況等について、不明を理由に異議の申立てはできない。

（下請負人の制限）

**第15条** 請負者は、同一工事に係る入札参加者を下請負人として選定することはできない。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。

- 2 請負者は、岩国市の指名停止期間中の者を下請負人として選定することはできない。

（その他）

**第16条** この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要領は、平成18年3月20日から施行する。

附 則（平成21年4月1日）

（施行期日）

- 1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年7月1日）

この要領は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日要領第1号）

この要領は、平成27年4月1日から施行し、同日以後に公告又は指名通知を行うものから適用する。

附 則（平成28年4月1日要領第10号）

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月10日）

この要領は、令和2年4月10日から施行する。